

粗大ごみ・小型家電回収のお知らせ

- お住まいの地域の搬入場所に持ち込んでください。
- 対象地域にお住まいであることを確認するため、運転免許証等、住所が確認できるものをご持参ください。
- 荒天で順延する場合は、防災行政無線・ケーブルテレビ文字放送でお知らせします。

注意事項

- 搬入者自身で積み降ろしてください。また、あらかじめ小型家電、プラスチック類、金属類、廃食用油に分けてから、持ち込んでください。
- 開場前の来場はご遠慮ください。
- 会場には段差や未舗装部分があります。最低地上高の低い車両での搬入はできません。

問い合わせ

市民協働部生活環境課
(担当丸山)(庁舎1階)
☎43・0503

お住まいの地域	実施日	搬入場所	搬入時間
東条地域	5月6日(日)	加東消防署東条出張所前	8時30分～12時 (開場:8時)
社 地域	5月13日(日)	上中埋立処分地	
滝野地域	6月3日(日)	播磨中央公園駐車場 (滝野文化会館西側)	

※いずれの会場も、荒天で順延する場合は、6月10日(日)に順延します。

種類	品目例
使用済小型家電	携帯電話・パソコン・ワープロ・掃除機・扇風機・電気ポット・ドライヤー・小型シェーバー・電話機等、家庭で使用する電気機器 ※個人情報が含まれるものは、初期化するなど、持ち込む前に必ず各自でデータを消去してください。
プラスチック類	プラスチックのみの製品・・・バケツ・ハンガー・衣装ケース等 金属と複合している製品・・・おもちゃ・時計・洗濯ばさみ等
金属類	自転車・一輪車・草刈り機・湯沸かし器・石油ファンヒーター・石油ストーブ その他金属製品等 ※燃料・ガスは必ず抜いてから持ち込んでください。
廃食用油	菜種油・大豆油・コーン油・サラダ油等の植物油 ※天かす等の異物を取り除き、食用油容器やペットボトルに入れて持ち込んでください。

持ち込みできない主なもの

- 家電リサイクル法対象製品(テレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫等)
- 木製品(家具、建具等)
- 寝具類(ふとん、マット等)
- カーボンファイバーやグラスファイバー製品(スキー板、釣り竿等)
- ガラス、布・皮革、木製部分がついた製品(魔法瓶、チャイルドシート、ベビーカー等)
*金属製、プラスチック製でもそのままでは持ち込めません。ガラス、布、木製等の部分を取り除いてください。
- 塩化ビニルが含まれるもの(ビニルホース、お風呂のフタ等)
- 自動車等の部品(バンパーやタイヤ等)
- 農業や事業活動(個人事業を含む。)で使用したもの
*事業で排出される金属くずや廃プラスチックは産業廃棄物として適正に処理してください。



ごみ処理の一元化に関する住民懇談会のお知らせ

加東市では、平成31年4月から、ごみの分別や出し方を統一する予定です。滝野地域では、一部変更が生じますので、現状比較や変更が見込まれる点について、わかりやすく説明します。

日時 5月20日(日)

午前部 11時～
午後部 14時～

場所

滝野図書館3階会議場

※滝野地域の各地区で実施している懇談会の内容と同様です。

※事前の申し込みは必要ありません。



問い合わせ

市民協働部生活環境課
(担当丸山)(庁舎1階)
☎43・0503

自身の健康のために、ぜひ受診しましょう

「女性のがん」個別検診の検診料を助成します

加東市では、1人でも多くの方に女性のがん検診(子宮頸がん・乳がん)を受けていただくため、個別検診を受診される方を対象に、受診料の一部を助成します。子宮頸がんは20歳代から30歳代、乳がんは40歳代から50歳代に特に多く発症しています。早期発見のため、ぜひ受診しましょう。

対象者

加東市に住民登録のある女性のうち、平成31年4月1日現在で次の年齢の方

- 子宮頸がん検診 20歳以上の偶数年齢の方
- 乳がん検診 40歳以上の偶数年齢の方

※今年度集団検診を受ける方は対象外です。

個人負担金

- 子宮頸がん検診 1,500円
- 乳がん検診 2,300円(40歳代)
1,800円(50歳以上)

受診病院

加東市民病院

申込方法

加東市民病院(☎42・5511)
へ電話でお申し込みください。

申込期間

5月18日(金)～
平成31年2月20日(水)

受診期間

6月1日(金)～
平成31年2月28日(木)

※いずれの検診も、後期高齢者医療保険に加入している方、生活保護を受給している方は無料で受診できます。

※受診当日は、印鑑(スタンプ印不可)と本人確認ができるもの(保険証、運転免許証など)を持参してください。

問い合わせ

健康福祉部健康課
(担当高井)(庁舎2階)
☎43・0435

地域の安全・安心な住環境のために

加東市空家等対策計画を策定しました。

●基本方針

- ▽空家等は、所有者が適切に管理することを前提とします。
- ▽地域の活性化と安全・安心な住環境の形成の両面から、空家等対策に取り組みます。
- ▽周辺の生活環境に悪影響をおよぼす空家等について、所有者に必要な助言・指導等を行います。
- ▽地域や福祉団体・不動産業者などの多様な主体がそれぞれの役割や責務を認識し、相互に連携・協力を図りながら取り組みます。

空家等対策を推進する4つの柱

空家等の発生の抑制

新たな空家等の発生を抑制するための啓発活動を推進します。

管理不全な空家等の防止・解消

地域の安全・安心を確保し、良好な生活環境を維持するた

めに、管理不全な空家等の防止・改善に向けた取り組みを地域と連携して進めます。

空家等の有効活用

地域の活力の維持・向上のために、市内の空家等を積極的に活用し、誰もが住み続けたいと思えるまちづくりを進めます。

推進体制の構築

空家等の所有者や地域住民からの相談に対応できる体制を整備します。

空家に関する相談窓口を一元化

都市整備部都市政策課が、空家等に関する様々な相談を受け付けます。空家をどのように管理したらいいかわからない、空家を有効活用したい等、些細なことでもお気軽にご相談ください。